

序議付議事案書

開催・令和 7年 8月26日

所管部課	子ども未来部 保育課	部長	志村 明子
件 名	東大和市保育料徴収規則の一部を改正する規則について		
	<input type="checkbox"/> 区分 <input checked="" type="radio"/> ○ 1 審議事項 <input type="checkbox"/> 2 報告事項		
関係事項	条例規則		
事項	部課機関		
1. 要旨	<p>東京都の保育所等利用世帯負担軽減事業の対象範囲が拡充され、令和7年9月より第1子の保育料についても無償化となることから、当該規則の一部を改正するものである。</p> <p>また、全園児の保育料が無償化となることに伴い、事務の効率化の観点から、保護者への通知方法について改正を行うものである。</p>		
(1) 主な改正点	<ul style="list-style-type: none"> ① 附則第4 「保育料についての特例」に関する記述の改正。 ② 第2条第6項の利用者負担額決定通知書に関する記述の改正。 ③ 引用する条文の整合を図るための所要の改正。 		
(2) 施行日	<ul style="list-style-type: none"> ①② 令和7年9月1日 ③ 公布日より 		
(3) 影響及び効果	<p>国の法律及び東京都の事業に沿った規則となり、適切な運用及び保護者の経済的負担の軽減が図ることができる。また、全園児の保育料が無償化となることに伴い、保護者に対する保育料に関する通知を見直し、事務の効率化を図ることができる。</p>		
2. 経過(現時点に至るまでの経過)	<p>総務課にて審査済み。</p>		
3. 留意事項(問題点等)			
4. 主管部処理案(検討結果等)	<p>序議終了後、速やかに改正事務を進めたい。</p>		
5. 審議結果	<p>決定</p>		

注：定例序議の場合は、木曜日の正午までに提出。